

## 意見書

平成 23 年 2 月 17 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん  
住 所 東京都港区虎ノ門 2 - 1 0 - 1  
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう  
代表取締役社長 エリック・ガン

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん  
住 所 東京都港区虎ノ門 2 - 1 0 - 1  
氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう  
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画本部 企画部

mail :

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 23 年 1 月 25 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

この度は、平成23年度におけるNTT東西次世代ネットワーク(NGN)に係る接続料の改定に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下、当社の考え方を申し述べます。

### ■乖離額調整制度について

将来原価方式の意義は、新規かつ今後相当の需要が見込まれるサービスについて、将来的な需要増を見込みコスト削減を加味することで、NTT東西に対し計画的かつ効率的な設備構築を促すとともに接続事業者にとって合理的な接続料が設定され、当該サービスの普及・拡大に有効な役割を果たすものと理解しています。

今般の乖離額調整の制度化については、実績と予測が乖離した場合のリスクを接続事業者が常態的に負担することになり、NTT東西のコスト削減インセンティブが有効に機能しないこと、接続事業者にとっての接続料の予見性が失われること、ドミナントであるNTT東西が容易に接続事業者のコスト構造をコントロール可能な状況になることなど、多くの課題が存在しますので、公正な競争環境への影響、ひいては利用者利便を阻害する可能性があることを十分に考慮すべきと考えます。

また、NGNについては、そのアクセスとして利用される光回線の利用が増えない限り、需要が増えないという内在的な問題点を有しておりますので、‘光の道’構想や、今般の接続委員会での光アクセスの接続料金の検討状況をふまえつつ、NGNに関する接続料算定の在り方を改めて見直すべきであり、現時点においては、乖離額調整の制度化は見合わせるべきであると考えます。

以上